

# 平成31年2月定例会議 厚生・産業常任委員会 条例案資料

議第22号	滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例案	1
議第30号	滋賀県災害救助基金管理条例の一部を改正する条例案	9
議第40号	滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	13
議第41号	滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	17
議第42号	滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	19
議第43号	滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	25
議第44号	滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	31
議第45号	滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案	33

# 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例案」の概要

健康医療福祉部障害福祉課

## ■条例の構成

- 第1章 総則 (目的、定義、基本理念、県、県民等の責務)
- 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策
  - 1節: 障害を理由とする差別の禁止
  - 2節: 障害を理由とする差別に関する相談体制
  - 3節: あっせん等
  - 4節: 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会
- 第3章 障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策 (普及啓発等)
- 第4章 雑則 (財政上の措置、規則への委任)
- 第5章 罰則

## 前文

〇障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的な人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現は、私たち県民に課せられた責務である。

〇滋賀の先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝きに社会を変えていく力があることを見出し、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺した。この思想は滋賀の各地に広がり、更なる福祉の実践を生み出してきた。

〇一方で、滋賀ではかつて深刻な障害者虐待があり、その教訓を踏まえ障害者の権利利益の擁護に取り組んできたが、依然として人権侵害や生活上の制約に直面している障害者が存在する。さらに周囲の無関心や理解不足により孤立する人々が存在する。

〇障害者権利条約は障害者の人権や基本的自由の享有の確保や、障害の社会モデルに立脚した社会的障壁を取り除くことは社会の責務であること等を示した。これは、福祉の実践を通じて社会を変えようとした滋賀の先人の思想に通じるものである。

〇私たちは、改めて障害を理由とする差別の解消を誓うとともに、先人の思想を継ぎ、障害の有無にかかわらず、一人ひとりに社会を変革する命の輝きがあることを信じて、共感と連帯、そして協働による共生社会を実現することを決意し、ここに条例を制定する。

## 第1章 総則

### 目的

(第1条)

障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

### 定義

(第2条)

- 障害者・・・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病に起因する障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。  
※障害者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- 障害を理由とする差別・・・正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して不利益な取扱いをすること（次に掲げる分野ごとに具体的な内容を規定）または合理的配慮を行わないことをいう。  
ア：教育分野 イ：労働・雇用分野 ウ：商品の販売またはサービスの提供分野 エ：福祉分野 オ：障害福祉分野 カ：医療分野 キ：建物・公共交通分野 ク：不動産取引分野  
ケ：地域活動分野 コ：情報の提供分野 サ：意思表示の受領分野 シ：その他の分野
- 合理的配慮・・・障害者から意思の表明（障害者の家族や後見人等の関係者が代理で行うものを含む。）があった場合において、その実施のため必要かつ合理的な取組をいう。ただし、その実施に伴う負担が過重になるものを除く。
- 障害の社会モデル・・・障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

### 基本理念

(第3条)

- 障害を理由とする差別の解消の推進等は、全ての県民が障害の有無にかかわらず基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられることを前提として、以下の項目を規定
  - (1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
  - (2) 全ての障害者は、どこで誰とどのように生活するかについて自らの意思によって選択する機会が確保され、地域において他の人々と共生することを妨げられないこと。
  - (3) 全ての障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会が拡大されること。
  - (4) 全ての障害者は、障害者であることに加え、女性や高齢者であること等の要因が複合することにより、特に困難な状況に置かれる場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
  - (5) 障害および社会的障壁に係る問題は、全ての県民の問題として認識され、共に学び合うことにより、その理解が深められること。
  - (6) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決は、当事者間の建設的な対話による相互理解の下に図られること。

### 県の責務

(第4条)

・差別の解消等に関する施策の総合的な策定・実施  
・市町、県民および事業者との連携・協力

### 県民・事業者の責務

・県民や事業者に対する障害等について啓発  
・市町への情報の提供、助言その他の支援

### 県民・事業者の責務

(第5条)  
・障害等への理解を深め、県が実施する施策への協力

※障害等・・・障害、障害者、障害の社会モデルをいいます。

## 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策

### 1節: 障害を理由とする差別の禁止

(第6条)  
何人も障害を理由とする差別をしてはならないことを規定

	差別の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法律上の義務	法律上の義務
民間事業者	法律上の義務	条則上の義務
個人	条則上の義務	条則上の義務

### 4節: 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

(第15条・第16条)

- 委員会を知事の附属機関として設置し、この条例に属せられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、障害者差別解消等に関する事項を調査審議する。また、差別解消の推進等に関し知事に意見を述べることができる。
- 委員会は障害者差別解消法第17条第1項に基づく障害者差別解消支援地域協議会の機能を併せて有する。
- 委員会委員は、20名以内で組織し、障害者、学識経験を有する者等で構成する。
- 委員会は、専門委員や部会を置くことができる。

### ■法律に基づく機能

- ・差別事例等の情報共有化
- ・差別解消に向けた取組を効果的に行うネットワーク機能など

### ■条例に基づく機能

- ・あっせんの実施(部会)
- ・障害者差別解消相談員への助言

### 2節: 障害を理由とする差別に関する相談

#### 相談

- 相談
  - ・何人も県に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができる。
  - ・県は相談の申出があったときは、必要な助言や関係者間の調整等の必要な措置を講ずるものとする。
- 障害者差別解消相談員
  - ・知事は、相談業務を障害を理由とする差別の解消に関する識見を有する者を障害者差別解消相談員として委嘱することができる。
- 地域相談支援員 ※通知：地域アドボケーター
  - ・知事は、障害者が相談する際に、自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うことを、障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者に委託することができる。
- 研修の実施
  - ・知事は、障害者差別解消相談員と地域相談支援員に対し、障害等に関する理解を深め、適切にその業務を行うことができるよう、必要研修を実施する。

### 3節: あっせん等

#### あっせん申立

- あっせんの申立
  - ・相談では解決が見込めないとき、相談事実の当事者は知事に対してあっせんを申し立てることができる。
  - ・申立ては障害者の家族、後見人等もすることができる。
- あっせん
  - ・知事は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会にあっせんを求めることができる。
  - ・委員会は、当事者等に説明を求め、意見を聴き、または必要な資料を求める等の調査を行うことができる。

#### 勧告・公表

- 勧告
  - ・委員会は、知事に対し、正当な理由なくあっせん案を受諾しない者に必要な措置を講ずるよう勧告を求めることができる。
  - ・知事は必要があると認めるときは必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 公表
  - ・知事は、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、公表することができる。
  - ・知事は、公表するときは、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第3章 障害者の自立および社会参加に向けた取組に関する施策

- 普及啓発等・・・障害等の普及啓発、相互理解の促進(第17条)
- 学校教育の理解促進等・・・学校教育での障害等の理解促進(第18条)
- 就業の機会の確保等・・・障害者の多様な就業の機会の確保(第19条)
- 住環境の整備・・・住環境の整備のための施策(第20条)
- 文化芸術活動、スポーツ等の推進
  - ・・・障害者の文化芸術活動、スポーツ等の参加機会の確保等(第21条)
- 災害時における支援・・・避難時の円滑な利用等の確保等への支援(第22条)
- 選挙等における配慮・・・円滑な投票の取組の促進への支援(第23条)
- 意思疎通等の手段の確保
  - ・・・障害者の意思疎通および情報の取得等の機会の確保(第24条)

## 第4章 雑則 / 第5章 罰則

- 財政上の措置(第25条)
  - ・障害を理由とする差別の解消等に向けた施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする。
- 規則への委任(第26条)
  - ・この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。
- 罰則(第27条)
  - ・障害者差別解消相談員等が守秘義務違反した場合の罰則を定める。

### 付則

- この条例は平成31年4月1日から施行する
- ただし、第2章は平成31年10月1日から施行する
- 見直し規定
  - ・施行後3年を目途として、この条例の施行状況および障害者差別解消法の動向等を勘案し、障害の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例案要綱

### 第1 制定の理由

障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現することは、私たち県民に課せられた責務です。

滋賀でそのような社会の実現を目指した先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝きに社会を変えていく力があることを見だし、「この子らを世の光に」の言葉に代表される福祉の思想を遺しました。この思想は時を経て滋賀の各地に広がり、更なる福祉の実践を生み出してきました。

一方で、滋賀ではかつて深刻な障害者虐待事案が発生し、その教訓を踏まえ障害者の権利利益の擁護に取り組んできましたが、依然として人権侵害や生活上の制約を受けている障害者や周囲の無関心や無理解により孤立する人々が存在しており、共生社会の実現は道半ばにあります。

平成18年に国際連合において、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利に関する条約が採択されました。条約では、障害の社会モデルに立脚し、社会的障壁を取り除くことは社会の責務であることを示しています。わが国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の制定等、国内法の整備が進められ、平成26年に当該条約を締結したところです。しかしながら、法律においては、障害者差別に関する相談およびその解決に関する具体的な仕組み等については十分ではなく法律の実効性が課題となっています。

こうしたことから、障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組（以下「障害を理由とする差別の解消の推進等」という。）について基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定しようとするものです。

### 第2 概要

- 1 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進等について基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とすることとします。（第1条関係）

2 この条例の主な用語の定義に関する規定を設けることとします。(第2条関係)

### 3 基本理念

障害を理由とする差別の解消の推進等は、全ての県民が障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられなければならないことを前提に、次に掲げる事項を旨として行われなければならないこととします。(第3条関係)

(1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、自らの意思によって社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(2) 全ての障害者は、どこで誰とどのように生活するかについて自らの意思によって選択する機会が確保され、地域において他の人々と共生することを妨げられないこと。

(3) 全ての障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(4) 全ての障害者は、障害者であることに加え、女性であること、高齢者であることその他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされること。

(5) 障害および社会的障壁に係る問題は、全ての県民の問題として認識され、障害者と障害者でない者が共に学び合うことにより、その理解が深められること。

(6) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決は、当事者間の建設的な対話による相互理解の下に図られること。

### 4 県の責務(第4条関係)

(1) 県は、3の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとします。

(2) 県は、県民および事業者に対して、障害、障害者および障害の社会モデル(以下「障害等」という。)に関する理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとします。

(3) 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、県民および事業者と連携し、および協力するものとします。

(4) 県は、市町が障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を策定し、および実施しようとするときには、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとします。

5 県民および事業者は、基本理念にのっとり、障害等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策に協力しなければならないこととします。(第5条関係)

6 何人も、障害を理由とする差別をしてはならないこととします。(第6条関係)

### 7 相談(第7条関係)

(1) 何人も県に対し、障害を理由とする差別に関する相談(以下「相談」という。)をすることができることとします。

(2) 県は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとします。

ア 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。

イ 相談に係る当事者その他の関係者間の調整を行うこと。

ウ 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

8 知事は、7(2)アからウまでに掲げる措置に係る業務およびこれらに付随する業務を行わせるため、障害を理由とする差別の解消に関する識見を有する者を障害者差別解消相談員として委嘱することができることとするとともに、障害者差別解消相談員の守秘義務について定めることとします。(第8条関係)

9 知事は、障害者が相談をする際に、自らの意思を適切に表明するために必要な支援を行うことを、障害者の福祉の増進に関し、熱意と識見を有する者に委託することができることとするとともに、当該委託を受けた者(以下「地域相談支援員」という。)の守秘義務について定めることとします。(第9条関係)

10 知事は、障害者差別解消相談員および地域相談支援員に対し、障害等に関する理解を深め、適切にその業務を行うことができるよう、必要な研修を実施するものとします。(第10条関係)

11 あっせん(第11条および第12条関係)

(1) 相談に係る事案(以下「相談事案」という。)の当事者等は、障害者差別解消相談員に相談をしてもなお当該相談事案の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のためのあっせんを申し立てることができることとします。

(2) (1)にかかわらず、相談事案が次のいずれかに該当するときは、あっせんを申し立てることができないこととします。

ア 行政庁の処分または職員の職務の執行に関するものであって、行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令に基づく不服申立てまたは苦情申立てをすることができるものであるとき。

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するものであるとき。

ウ 過去に(1)の規定によるあっせんの申立てがされたことがあるものであるとき。

(3) 知事は、(1)によるあっせんの申立てがあったときは、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会にあっせんを求めるものとします。

(4) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会が行うあっせんの手続について、必要な事項を定めることとします。

12 勧告(第13条関係)

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会は、知事に対し、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、または受諾したあっせん案に従わないあっせんの求めに係る相談事案

の当事者等に対して障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができることとします。

(2) (1)による勧告の求めがあった場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該勧告の求めに係る者に対して、障害を理由とする差別の解消に必要な措置を講ずるよう勧告することができることとします。

13 知事は、12(2)による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとします。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないこととします。(第14条関係)

14 この条例の規定によりその権限に属させられた事項等を調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく知事の附属機関として、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会(以下「委員会」という。)を設置することとする。ともに、委員会の組織等について必要な事項を定めることとします。(第15条および第16条関係)

15 県は、障害等に関する県民および事業者の理解を深めるとともに、障害等に関する理解の不足から生じる社会的障壁を除去することができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとします。(第17条関係)

(1) 障害等に関する知識の普及および啓発のために必要な施策

(2) 障害者と障害者でない者が共に学び合う機会の充実を図り、およびその相互理解を促進するために必要な施策

16 学校教育における理解の促進等(第18条関係)

(1) 県は、学校教育において障害等に関する理解を深めることができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとします。

(2) 県は、共生社会を実現する上で学校教育が果たす役割の重要性に鑑み、障害者と障害者でない者が共に学び、障害の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう必要な支援体制の整備および充実を努めるものとします。

17 就業の機会の確保等(第19条関係)

(1) 県は、障害者の多様な就業の機会を確保するため、個々の障害者の意向および特性に応じた就業の場の開拓その他の必要な施策を講ずるものとします。

(2) 県は、障害者の職場への定着を促進するため、関係機関と連携し、就業に伴う日常生活上の支援その他の必要な支援を行うものとします。

18 県は、障害者が地域において安定した生活を営むことができるよう、県営住宅(滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋賀県条例第31号)第2条第1号に規定する県営住宅をいう。)への入居において特別の配慮を行うほか、住環境の整備のために必要な施策を講ずるものとします。(第20条関係)

- 19 県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ等に参加する機会を確保することその他の障害者の文化芸術活動、スポーツ等の推進に必要な施策を講ずるものとします。（第 21 条関係）
- 20 県は、災害時における障害者に対する情報の迅速かつ的確な伝達の方法および避難所（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 第 1 項に規定する避難所をいう。）における障害者の円滑な利用の確保その他の障害者の災害時における支援について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。（第 22 条関係）
- 21 県は、法律または条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査または投票において、障害者が円滑に投票できるようにするための取組を促進するため、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。（第 23 条関係）
- 22 意思疎通等の手段の利用促進等（第 24 条関係）
- (1) 県は、手話、要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段が広く利用されるために必要な施策を講ずるものとします。
  - (2) 県は、障害者の意思疎通ならびに情報の取得および利用を支援する者の養成および技術の向上のために必要な施策を講ずるものとします。
  - (3) 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、手話、要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段を利用して情報を発信するよう努めるものとします。
- 23 県は、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。（第 25 条関係）
- 24 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。（第 26 条関係）
- 25 この条例に規定する守秘義務の規定に違反した障害者差別解消相談員および委員会の委員は、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処することとします。（第 27 条関係）
- 26 その他
- (1) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。ただし、6 から 14 までは、同年 10 月 1 日から施行することとします。
  - (2) この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとします。
  - (3) 知事は、この条例の施行後 3 年を目途として、この条例の施行状況および障害者の差別の解消に関する法制の整備の動向等を勘案し、障害の範囲を含め、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。





滋賀県災害救助基金管理条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

災害救助法(昭和22年法律第118号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県災害救助基金管理条例(平成25年滋賀県条例第65号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 災害救助法の一部改正による条項の移動等に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第4条関係)
- (2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとします。

滋賀県災害救助基金管理条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第3条まで 省略 (支出)</p> <p>第4条 基金から支出することができる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法第18条の規定により支弁する費用、法第19条の規定による補償に要する費用ならびに法第20条第1項の規定による他の都道府県からの求償および同条第4項の規定による国からの求償に対する支払に要する費用</p> <p>(2)および(3) 省略</p> <p>(4) 法第29条の規定による市町の繰替支弁の補償に要する費用</p> <p>以下 省略</p>	<p>第1条から第3条まで 省略 (支出)</p> <p>第4条 基金から支出することができる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法第18条の規定により支弁する費用、法第19条の規定による補償に要する費用ならびに法第20条第1項の規定による他の都道府県等からの求償および同条第4項の規定による国からの求償に対する支払に要する費用</p> <p>(2)および(3) 省略</p> <p>(4) 法第30条の規定による市町の繰替支弁の補償に要する費用</p> <p>以下 省略</p>

# 災害救助法の一部を改正する法律の概要

## 災害救助法

一定規模の災害に際しては、避難所の設置や応急仮設住宅の供与等の救助を都道府県知事が行うとともに、救助に要した費用の一部を、国が負担することを規定。

## 法案の概要

災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度を創設。

### 1. 救助実施市の指定

内閣総理大臣は、申請に基づき、防災体制や財政状況等を勘案し、救助実施市※を指定するものとする。また、指定に際しては、内閣総理大臣はあらかじめ都道府県知事の意見を聴くものとする。

※ 指定都市を指定、具体的な基準は内閣府令で規定。

### 2. 都道府県による調整

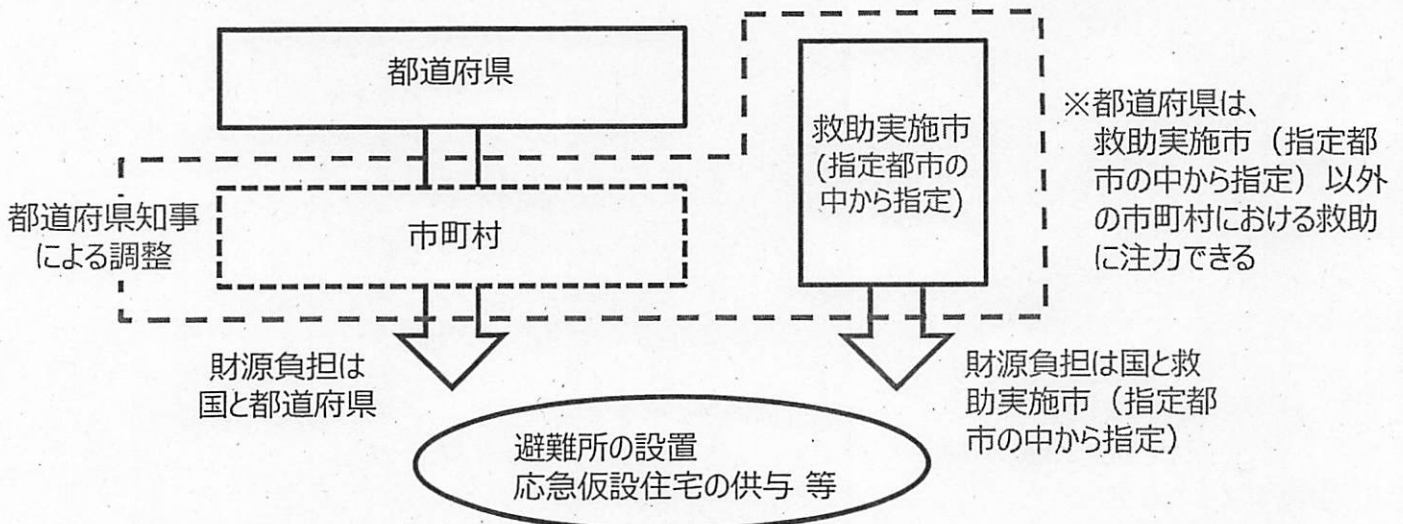
都道府県知事は、救助に必要な物資（食料や住宅資材等）の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

### 3. 災害救助基金

救助実施市は、救助費用の財源に充てるため、都道府県と同様に災害救助基金を積立てておかなければならないこととする。

※ 災害対策基本法第72条第1項に定める都道府県知事の指示権等について、変更はなし。

<改正後>



## 改正効果

最大2,700万人(全国20指定都市の総人口)の被災者の救助を迅速かつ円滑に行えるようになるとともに、その他の市町村の被災者の救助も迅速化されるという効果が期待できる。

## 施行期日

平成31年4月1日



滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立長寿社会福祉センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第12号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧						新					
本則および付則 省略						本則および付則 省略					
別表（第3条、第5条、第15条関係）						別表（第3条、第5条、第15条関係）					
区分	金額					区分	金額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日		午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大教室	円 6,200	円 17,300	円 18,500	円 32,200	円 38,400	大教室	円 6,630	円 18,500	円 19,800	円 34,400	円 41,100
体育室	2,960	3,830	2,960	—	—	体育室	3,170	4,100	3,170	—	—
調理室	3,350	4,450	3,350	—	—	調理室	3,580	4,760	3,580	—	—
第1教室	2,460	3,350	2,460	—	—	第1教室	2,630	3,580	2,630	—	—
第2教室	2,460	3,350	2,460	—	—	第2教室	2,630	3,580	2,630	—	—
会議室	2,460	3,350	2,460	—	—	会議室	2,630	3,580	2,630	—	—
第1研修室	5,680	7,420	5,680	—	—	第1研修室	6,070	7,940	6,070	—	—
第2研修室	2,460	3,350	2,460	—	—	第2研修室	2,630	3,580	2,630	—	—
第3研修室	1,610	2,220	1,610	—	—	第3研修室	1,720	2,370	1,720	—	—

第4研修室	2,460	3,350	2,460	—	—
陶芸室	1,850	2,960	1,850	—	—
焼成室	930	1,170	930	—	—

注1から注4まで 省略

第4研修室	2,630	3,580	2,630	—	—
陶芸室	1,980	3,170	1,980	—	—
焼成室	1,000	1,250	1,000	—	—

注1から注4まで 省略

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要  
綱

1 改正の理由

県が設置する児童福祉施設の診療所について、使用料および利用料金の額を改定するため、滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例（昭和 39 年滋賀県条例第 37 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料および利用料金の額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。



滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略 別表（第5条、第10条関係）		本則および付則 省略 別表（第5条、第10条関係）	
区分	金額	区分	金額
障害児入所支援	法第24条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	障害児入所支援	法第24条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
診療所	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づき算定した額。ただし、診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、この額に、当該部分に係る額に100分の8を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。	診療所	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づき算定した額。ただし、診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、この額に、当該部分に係る額に100分の10を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。
注 省略		注 省略	

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立びわ湖こどもの国について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第8号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係）				本則および付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係）			
1 宿泊施設				1 宿泊施設			
区分		金額		区分		金額	
		宿泊	休憩			宿泊	休憩
大宿泊室	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき 510	円 1人1回につき 270	大宿泊室	小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき 510	円 1人1回につき 280
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）	同	670		高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）	同	670
	その他の者	同	920		その他の者	同	960
身体障害者	児童等	同	510	身体障害者	児童等	同	510
宿泊室	生徒等または25歳未	同	670	宿泊室	生徒等または25歳未	同	670

	満の青少年		
	その他の者	同	880
小宿泊室	児童等	同	570
	生徒等または25歳未満の青少年	同	980
	満の青少年		
	その他の者	同	1,420

注1から注5まで 省略

## 2 研修施設

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
研修室1	円 2,390	円 3,260	円 2,390
研修室2	2,390	3,260	2,390
会議室	2,390	3,260	2,390
フォーラム	6,010	16,900	18,100
ワークショップ プ1	2,390	3,260	2,390
ワークショップ プ2	2,390	3,260	2,390

注1から注5まで 省略

## 3 天体観測室

区分	金額
小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童またはこれに準ずる者	円 1人1回につき 260

	満の青少年		
	その他の者	同	880
小宿泊室	児童等	同	570
	生徒等または25歳未満の青少年	同	980
	満の青少年		
	その他の者	同	1,480

注1から注5まで 省略

## 2 研修施設

区分	金額		
	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
研修室1	円 2,510	円 3,420	円 2,510
研修室2	2,510	3,420	2,510
会議室	2,510	3,420	2,510
フォーラム	6,310	17,700	19,000
ワークショップ プ1	2,510	3,420	2,510
ワークショップ プ2	2,510	3,420	2,510

注1から注5まで 省略

## 3 天体観測室

区分	金額
小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童またはこれに準ずる者	円 1人1回につき 260

その他の者 同 370

注1から注5まで 省略

4 人工登はん壁

(1) 貸切り使用

区分		金額	
		午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
入場料等を徴収しない場合	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「小学校等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	円 1,660	円 2,700
	アマチュアスポーツに使用する場合	3,860	6,260
	その他の催物に使用する場合	13,200	20,400
入場料等を徴収する場合	小学校等が児童または生徒を対象に使用する場合	3,330	5,410
	アマチュアスポーツに使用する場合	7,700	11,900
	その他入場料等が1,000円以下の催物に使用する場	19,200	31,300
	合入場料等が1,000円を超える場合	38,600	62,600

その他の者 同 390

注1から注5まで 省略

4 人工登はん壁

(1) 貸切り使用

区分		金額	
		午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
入場料等を徴収しない場合	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「小学校等」という。）が児童または生徒を対象に使用する場合	円 1,660	円 2,700
	アマチュアスポーツに使用する場合	4,050	6,570
	その他の催物に使用する場合	13,900	21,400
入場料等を徴収する場合	小学校等が児童または生徒を対象に使用する場合	3,330	5,410
	アマチュアスポーツに使用する場合	8,090	12,500
	その他入場料等が1,000円以下の催物に使用する場	20,200	32,900
	合入場料等が1,000円を超える場合	40,500	65,700

## (2) 個人使用

区分	金額
児童等	円 1人2時間につき 200
生徒等	同 310
その他の者	同 530

注1から注5まで 省略

## 5 キャンプ施設等

## (1) キャンプ施設

区分	宿泊	日帰り
施設の太テントを使用する場合	円 テント1張り 1,830	円 テント1張り 910
施設の小テントを使用する場合	同 1,260	同 630
テント一式を持ち込む場合	同 1,000	同 490

注1から注4まで 省略

## (2) 自転車

区分	金額
サイクリング自転車	円 1台(2時間以内) 420
変わり種自転車	1台1時間につき 最低 210 最高 650

注1および注2 省略

## (3) グラウンドゴルフ

## (2) 個人使用

区分	金額
児童等	円 1人2時間につき 200
生徒等	同 310
その他の者	同 560

注1から注5まで 省略

## 5 キャンプ施設等

## (1) キャンプ施設

区分	宿泊	日帰り
施設の大テントを使用する場合	円 テント1張り 1,740	円 テント1張り 860
施設の小テントを使用する場合	同 1,200	同 600
テント一式を持ち込む場合	同 950	同 470

注1から注4まで 省略

## (2) 自転車

区分	金額
サイクリング自転車	円 1台(2時間以内) 400
変わり種自転車	1台1時間につき 最低 200 最高 620

注1および注2 省略

## (3) グラウンドゴルフ

区分	金額
児童等	円 1人1時間につき 260
その他の者	同 470

注 省略

6 省略

区分	金額
児童等	円 1人1時間につき 260
その他の者	同 490

注 省略

6 省略

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する  
条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立障害者福祉センターについて、使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成31年10月1日から施行することとします。



滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧							新						
本則および付則 省略 別表（第6条、第15条関係） 1 プール (1) 貸切り使用							本則および付則 省略 別表（第6条、第15条関係） 1 プール (1) 貸切り使用						
区分	金額					区分	金額						
	午前	午後			夜間		午前	午後			夜間		
	午前9時30分から正午まで	正午から午後1時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後4時から午後5時30分まで	午後5時30分から午後8時30分まで		午前9時30分から正午まで	正午から午後1時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後4時から午後5時30分まで	午後5時30分から午後8時30分まで		
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する	円	円	円	円	円	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する	円	円	円	円	円		
平水	2,770	1,720	6,010	1,720	7,810	平水	2,910	1,810	6,310	1,810	8,200		
温水	5,410	3,370	11,800	3,370	15,600	温水	5,680	3,540	12,400	3,540	16,400		

場合						
その他の場合	平水	6,490	2,970	10,400	2,970	15,600
	温水	10,700	6,830	23,900	6,830	30,000

(2) 個人使用

区分	金額				
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平水	円 1人1回につき 290			
	温水	同 420			
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平水	同 370			
	温水	同 470			
その他の者	平水	同 530			
	温水	同 710			

2 アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額				
	午前	午後			夜間
	午前9時30分	正午から午後	午後1時から	午後4時30分	午後5時30分から

場合						
その他の場合	平水	6,810	3,120	10,900	3,120	16,400
	温水	11,200	7,170	25,100	7,170	31,500

(2) 個人使用

区分	金額				
幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平水	円 1人1回につき 300			
	温水	同 440			
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平水	同 390			
	温水	同 490			
その他の者	平水	同 560			
	温水	同 750			

2 アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額				
	午前	午後			夜間
	午前9時30分	正午から午後	午後1時から	午後4時30分	午後5時30分から

	から正 午まで	1時ま で	午後4 時30分 まで	から午 後5時 30分ま まで	午後8時 30分まで
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 2,040	円 1,450	円 5,060	円 1,450	円 4,910
その他の場合	4,320	2,890	10,100	2,890	9,870

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき 230
生徒等	同 370
その他の者	同 530

3 小アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額				
	午前	午後			夜間
午前9時30分 から正 午まで	正午か ら午後 1時ま で	午後1 時から 午後4 時30分	午後4 時から 午後5 時30分	午後5時 30分 から 午後8 時30分 まで	午後5時 30分 から 午後8 時30分 まで

	から正 午まで	1時ま で	午後4 時30分 まで	から午 後5時 30分ま まで	午後8時 30分まで
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 2,140	円 1,520	円 5,310	円 1,520	円 5,160
その他の場合	4,540	3,030	10,600	3,030	10,400

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき 240
生徒等	同 390
その他の者	同 560

3 小アリーナ

(1) 貸切り使用

区分	金額				
	午前	午後			夜間
午前9時30分 から正 午まで	正午か ら午後 1時ま で	午後1 時から 午後4 時30分	午後4 時から 午後5 時30分	午後5時 30分 から 午後8 時30分 まで	午後5時 30分 から 午後8 時30分 まで

			まで	30分ま で	
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	円	円	円	円
	710	510	1,800	510	1,680
その他の場合	1,440	1,030	3,600	1,030	3,370

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき 230
生徒等	同 370
その他の者	同 530

4 トレーニング室

区分	金額
幼児等およびその引率者	円 1人2時間につき 230
生徒等およびその引率者	同 370
その他の者	同 530

5 アーチェリー場

区分	金額
生徒等	円 1人1回につき 370

			まで	30分ま で	
幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円	円	円	円	円
	750	540	1,890	540	1,760
その他の場合	1,510	1,080	3,780	1,080	3,540

(2) 個人使用

区分	金額
幼児等	円 1人2時間につき 240
生徒等	同 390
その他の者	同 560

4 トレーニング室

区分	金額
幼児等およびその引率者	円 1人2時間につき 240
生徒等およびその引率者	同 390
その他の者	同 560

5 アーチェリー場

区分	金額
生徒等	円 1人1回につき 390

その他の者

同 530

注1から注6まで 省略

その他の者

同 560

注1から注6まで 省略

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要  
綱

1 改正の理由

滋賀県立むれやま荘の診療所について、使用料および利用料金の額を改定するため、滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例（昭和 59 年滋賀県条例第 9 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料および利用料金の額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとします。

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則および付則 省略		本則および付則 省略	
別表（第5条、第10条関係）		別表（第5条、第10条関係）	
区分	金額	区分	金額
障害者支援施設としての業務および短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	障害者支援施設としての業務および短期入所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
診療所	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づき算定した額。ただし、診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、この額に、当該部分に係る額に100分の8を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。	診療所	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法に基づき算定した額。ただし、診療または検査のうち消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税が課される部分があるときは、この額に、当該部分に係る額に100分の10を超えない範囲内において知事が別に定める率を乗じて得た額を加えた額とする。
注 省略		注 省略	

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

医療法（昭和23年法律第205号）および医師法（昭和23年法律第201号）の一部改正に伴い、滋賀県地域医療対策協議会を新たに附属機関として設置するため、滋賀県医療法施行条例（平成24年滋賀県条例第65号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県地域医療対策協議会を新たに知事の附属機関として設置することとし、当該附属機関の組織等について定めることとします。（第9条および第10条関係）
- (2) この条例は、平成31年4月1日から施行することとします。



滋賀県医療法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第8条 省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条～第8条 省略</p> <p><u>(滋賀県地域医療対策協議会)</u></p> <p>第9条 <u>法第30条の23第1項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県地域医療対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</u></p> <p>2 <u>協議会は、法第30条の23第2項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について調査審議する。</u></p> <p><u>(協議会の組織等)</u></p> <p>第10条 <u>協議会は、委員25人以内で組織する。</u></p> <p>2 <u>委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。</u></p> <p>(1) <u>法第30条の23第1項各号に掲げる者の管理者その他の関係者</u></p> <p>(2) <u>県の職員</u></p> <p>(3) <u>その他知事が適当と認める者</u></p> <p>3 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>委員は、再任されることを妨げない。</u></p> <p>5 <u>協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</u></p> <p>6 <u>専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。</u></p> <p>7 <u>専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</u></p> <p>8 <u>委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>9 <u>協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</u></p> <p>10 <u>前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>付則 省略</p>

# 「滋賀県地域医療対策協議会」について

## 1 医療法および医師法の改正

- 平成30年7月に医師の地域・診療科偏在の解消等を目的として医療法および医師法が改正。これに伴い、県の事務や権限についても増加。

### <法改正の概要>

※条例改正により新たに附属機関とする「地域医療対策協議会」関係分

#### ① 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化

- 都道府県の「地域医療対策協議会」の機能強化(公布日施行)
- PDCA サイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるため、新たに都道府県が「医師確保計画(医療計画の一部)」を策定(2019.4.1 施行)
- 医師のキャリア形成支援等の都道府県事務の追加(公布日施行)

#### ② 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実

- 【医学部】都道府県から大学に対する地域枠(地域医療に従事する意思を持った学生の選抜枠)や地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設(2019.4.1 施行)
  - 【臨床研修】臨床研修病院の指定(※)や、臨床研修医の募集定員の設定(※)に関する権限が国から都道府県に移譲(2020.4.1 施行)
  - 【専門研修】都道府県の意見(※)を聴いた上で、国が臨床研修終了後の専門研修を統括する日本専門医機構等に対し地域医療の観点から必要な措置の実施を意見する仕組みの創設等(公布日施行)
- (※)については、知事はあらかじめ「地域医療対策協議会」の意見を聴く必要あり。

## 2 法改正に伴う「地域医療対策協議会」の機能強化および再編

### (1) 「地域医療対策協議会」の概要

- 平成16年の国の報告書等に基づき、医療従事者の確保等に関する事項について協議するため、各都道府県で設置され、平成18年の医療法改正により法定された(医療法第30条の23第1項)。
- 今回の法改正前は、本県でも外部有識者を交えた意見交換等を行う場である懇話会として要綱により設置していた。

### (2) 法改正に伴う機能強化および再編

- 今回の法改正により、医師の確保を図るために必要な事項について協議する場であることが明確化された。
- 併せて、平成30年度中に、県が設置する医師確保に直接関係する各種会議体(地域医療対策協議会、臨床研修病院等連絡協議会、専門研修プログラム協議会など)について、「地域医療対策協議会」に一本化することとされた。
- また、協議すべき具体的な事項が新たに法定されるとともに、国から県に権限移譲される臨床研修病院の指定等については知事の諮問に応じ意見を述べることになるなど、大幅に機能強化が図られたことから、新たに地方自治法上の附属機関(調停、審査、諮問または調査のための合議制の機関)として位置づけることとなった。

#### <参考：地域医療対策協議会の再編に係る国の通知内容(抜粋)>

- 医師確保に係る会議体の統合や、地域医療対策協議会の構成員の見直しは、平成30年度中に実施
- 構成員を極力絞る。特定の者が複数の構成員の要件を満たす場合は兼務可能。
- 構成員の一定数は、女性。
- 議長は、互選により選出し、必ず都道府県(職員)以外の者。
- 都道府県に民間病院の団体(公的医療機関と民間病院の双方を会員とする団体を含む。)が存在する場合には、民間病院を優先的に選出。
- 医師派遣がある県外大学も原則として構成員に選出。

### 3 機能強化・再編後の「地域医療対策協議会」

#### (1) 委員

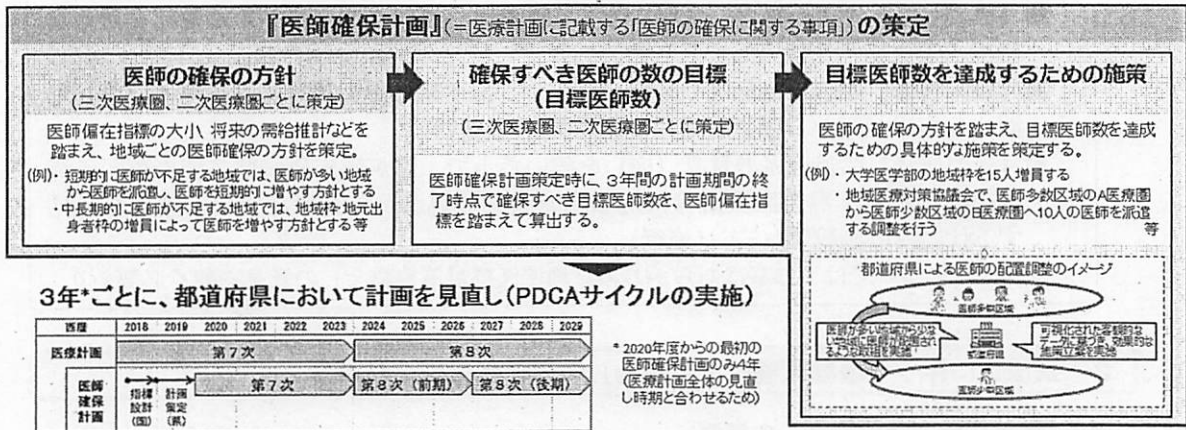
- ・ 県職員のほか、原則として、次に掲げる者の管理者その他の関係者（医療法第30条の23第1項）を全て含む必要がある。

- |                        |              |                  |
|------------------------|--------------|------------------|
| ① 特定機能病院               | ② 地域医療支援病院   | ③ 公立・公的医療機関      |
| ④ 臨床研修病院               | ⑤ 民間病院       | ⑥ 診療に関する学識経験者の団体 |
| ⑦ 大学その他の医療従事者の養成に関する機関 |              |                  |
| ⑧ 社会医療法人               | ⑨ (独) 国立病院機構 | ⑩ (独) 地域医療機能推進機構 |
| ⑪ 地域の医療関係団体            | ⑫ 関係市町村      | ⑬ 地域住民を代表する団体    |

- ・ このため、本県の協議会の委員については、「上記の医療法で規定された者」「県職員」「その他知事が適当と認める者」とする。(委員総数：25人以内、任期：2年)

#### (2) 協議事項等

- ・ 県が平成31年度中に新たに策定する医師確保計画の実施に必要な事項を協議。なお、医師確保計画は医療計画の一部であり、当該計画自体に係る審議の場合は医療審議会。



#### ① 医師の派遣調整

- ・ 地域枠医師や自治医大卒業医師などの各医療機関への派遣に係る調整(大学医局とも調整)。

#### ② キャリア形成プログラム

- ・ 派遣医師の就業義務年限期間におけるキャリアパスや取得可能な資格・技能を示すプログラムについて協議。

#### ③ 派遣医師の負担軽減策

- ・ 交代医師の派遣やグループ診療、遠隔診療の支援体制等を協議。

#### ④ 派遣医師への継続的なキャリア支援

- ・ 大学病院等での手術参加や、最新の医学知識・技術の情報提供等の支援策を協議。

#### ⑤ 専門研修制度の運用確認、日本専門医機構等への改善意見

- ・ 専門研修制度が地域医療に重大な影響を与えていないかの確認や改善措置等を協議し、知事の諮問に応じて専門研修を統括する日本専門医機構等に対する意見を陳述。(意見のルートは、地域医療対策協議会→知事→厚生労働大臣→日本専門医機構等)

#### ⑥ 大学の地域枠・地元出身者枠の設置・増加の要請

- ・ 大学の地域枠や地元出身者枠の設置・増加の必要性等を協議。

#### ⑦ 臨床研修病院の指定、臨床研修医の募集定員の設定

- ・ 臨床研修病院の指定や臨床研修医の募集定員の設定について、知事の諮問に応じて意見を陳述。

